

## 審　　査　　基　　準

令和4年3月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法

根　拠　条　項：第9条の14第3項

処　分　概　要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付

原権者（委任先）：兵庫県公安委員会

法　令　の　定　め：

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の14第3項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

審　　査　　基　　準：

標準処理期間：3日以内（書換えにあっては1日以内）

申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。

問い合わせ先：兵庫県警察本部　保安課　生活安全許可センター  
許可第三係（078-341-7441 内線3415）

備　　考：